



永代橋 Photo by 花鳥様

～永代橋は隅田川にかかる橋として4番目につくられました。

架橋されたのは元禄11年(1698年)8月、江戸幕府5代將軍徳川綱吉の50歳を祝したもので、現在の位置よりも100m程上流、当時大渡し(深川の渡し)のあった場所とのことです。

がん治療と仕事「両立困難」65% 内閣府調査 ～育児・介護の次は「がん」との両立を模索中～

厚生労働省は10年の国民生活基礎調査を基に、働くがん患者を32万5千人と推計しています。今回の調査は内閣府が昨年11月に全国3千人を対象に面接で実施し、60.0%の1799人が回答しました。(結果は1月17日付で発表)

●がん治療や検査のため2週間に1回程度、通院しながら働く環境が整っているか？

- ・そう思わない・どちらかといえばそう思わない…65.7%
- 2013年1月の前回調査より3.2ポイント減ったものの、がん治療と仕事の両立が依然困難とみられている実情が浮き彫りとなった形です。

●がん治療と仕事の両立が難しい理由は？

- ・代わりに仕事をする人がいないか、頼みにくい…22.6%
- ・職場が休みを許すかどうか分からない…22.2%
- ・体力的に困難…17.9%、精神的に困難…13.2%、
- ・休むと収入が減る…13.1% の順となりました。

●がん検診の受診率が40%程度と欧米に比べて低い理由

- ・受ける時間がない…48.0%：前回から0.6%増同様 TOP
- ・経済的な負担…38.9%前回から3.5ポイント増

●政府に求めるがん対策（複数回答）

- ・医療機関の整備…64.9%
- ・がん検診…56.5%
- ・専門的医療従事者の育成…55.3%
- ・就労が困難になった際の相談・支援体制整備…53.4%



今年10月の国民・事業者へ向けた番号通知、2016年1月の利用開始に向け、随時情報をお届けしていくコーナーを設けます。

内閣府 HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/#c02>

＜個人番号カードが健康保険証代わりに＞

2016年から配布が始まるマイナンバー制度の個人番号カードが、早ければ2017年7月より健康保険証として使えるようになることがわかりました。医療機関で提示すると、カード内の情報で本人かどうかを確認するという事です。

病歴等の情報はカードに残さないとされています。

…少しずつ具体的な使用方法等が見えてきました。雇用保険・社会保険の手続き用紙も(案)として公表されています。



編集後記

2月に入りました。1年で一番寒い時期ですが、節分、バレンタインデーなど、何かとイベントがあるのもこの時期ですね。東北でもここ数年の間、徐々にですが、節分の日に恵方巻きを食べるという西日本の習慣が知られるようになってきました。主にコンビニエンスストアで賑やかに宣伝していますね。皆様は召し上がったでしょうか？節分が終わると暦の上では「立春」がやってきます。この極寒の時期に春と言われても北国に住む私たちには尚更ピンと来ませんが、春が始まった1日目、即ち、寒さの底から徐々に暖かくなっていく最初の日なので、無理ありませんね。せめて言葉のイメージで暦の移り変わりを楽しみたいと思います。立春だからといって特に何かすることはありませんが、「2月は逃げる、3月は去る」と言う位ですから、きっと春もすぐやってくるはず。この寒気が暖くなる頃の予定を今のうちに立てるのも良いかもしれません。冬来たりなば春遠からじ、ですね。

●「今後の労働時間法制等の在り方について(報告書案)」が示される

第124回労働政策審議会労働条件分科会が開催され、労働基準法で定める月60時間超の時間外労働の割増賃金率(5割以上)の中小企業への適用猶予撤廃時期について、報告書案(全11ページ)において「平成31年度」が適当とされました。また、使用者に年次有給休暇の時季指定を義務付ける日数については「年5日」とし、有休管理簿の作成を義務付け、3年間保存しなければならないとすることが適当とされました。今後報告書案の修正版が作成される見込みです。

●外国人在留資格に「介護」追加へ 介護人材の確保を目指す

介護人材の不足を外国人材で補うため、政府は、在留資格の1つとして「介護」を新設する方針を固めた。今国会に入国管理法の改正案を提出する。日本の養成校に通って介護福祉士の国家資格を取得した外国人を対象に、5年以内の在留期間を与えることが検討されている。

Harmonyからのお知らせ

3/21・22 社員研修へのお申し込みについて

多くのお申込みを頂いております。本当に、ありがとうございます！

1月のHarmony通信にチラシを同封したところ、定員20名を超えるお問い合わせをいただいたため、急きょ会場をベルエアー会館に変更し、定員を30名としました。講師の先生方がきちんと受講生に目が届くよう、これ以上枠は拡げません。現時点で席は残りわずかです。ご検討中の皆様はぜひご一報ください。参加される業種は様々ですので、よい社会体験になるだろうと期待しています。

なお『自分は年齢制限に引っかかるけど(笑) 講師の先生方のお話を聞いてみたい』というお問い合わせも多く頂いています。こちらは「オブザーブ参加」として参加費10%引の18,000円(税別・お弁当込)でお申込みいただけます。

Harmony通信 2015.02

#発行：2015年2月10日

#編集・構成：合同会社Harmony

Harmony司法書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

Harmony行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX: 022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

